

食費・部屋代の負担軽減について

毎年、申請が
必要です！！

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）や短期入所（ショートステイ）を利用する方の食費・部屋代については、本人による負担が原則ですが、低所得の方は、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

	対象者		負担限度額（日額）			
			部屋代		食費	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員（世帯を分離している配偶者等を含む。）が市区町村住民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護等を受給されている方 	かつ、 預貯金等が 単身で 1,000万円 夫婦で 2,000万円 以下	多床室		0円	300円
			従来型個室	(特養等)	320円	
				(老健・療養等)	490円	
			ユニット型個室的多床室		490円	
ユニット型個室		820円				
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員（世帯を分離している配偶者等を含む。）が市区町村住民税を課税されていない方で、年金収入等の合計が年間80万円以下の方 	かつ、 預貯金等が 単身で 650万円 夫婦で 1,650万円 以下	多床室		370円	390円 (短期入所の場合 600円)
			従来型個室	(特養等)	420円	
				(老健・療養等)	490円	
			ユニット型個室的多床室		490円	
ユニット型個室		820円				
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員（世帯を分離している配偶者等を含む。）が市区町村住民税を課税されていない方で、年金収入等の合計が年間80万円超120万円以下の方 	かつ、 預貯金等が 単身で 550万円 夫婦で 1,550万円 以下	多床室		370円	650円 (短期入所の場合 1,000円)
			従来型個室	(特養等)	820円	
				(老健・療養等)	1,310円	
			ユニット型個室的多床室		1,310円	
ユニット型個室		1,310円				
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員（世帯を分離している配偶者等を含む。）が市区町村住民税を課税されていない方で、年金収入等の合計が年間120万円超の方 	かつ、 預貯金等が 単身で 500万円 夫婦で 1,500万円 以下	多床室		370円	1,360円 (短期入所の場合 1,300円)
			従来型個室	(特養等)	820円	
				(老健・療養等)	1,310円	
			ユニット型個室的多床室		1,310円	
ユニット型個室		1,310円				

※ 上記以外の方でも、一定の条件を満たす場合は、第3段階の負担軽減を受けることができる場合がありますので保健福祉課に相談してください。

問合せ：保健福祉課 ☎ 47-8009